

所有と相続の形而上学

岩崎 陽一

1 はじめに

インドの実在論を代表するヴァイシェーシカ学派は、伝統的に七つの存在範疇 (*padārtha*) を認める。実体 (*dravya*)、性質 (*guṇa*)、運動 (*karman*)、普遍 (*sāmānya*)、特殊 (*viśeṣa*)、非存在 (*abhāva*) の七つである¹。世界のすべての事物は、これら七つの範疇のいずれかに帰属する。一方、新ニヤーヤ学派のラグナータ (*Raghunātha Śīromaṇi*, 16 世紀) は、ヴァイシェーシカ学派の存在範疇体系を批判的に検討する短編『存在範疇の真実の解明』 (*Padārtha-tattva-nirūpaṇa*, 以下「PTN」) において、上記の七つに新たな存在範疇を加えるべきだ主張した。それらは、(1) 刹那 (*kṣaṇa*)、(2) 所有物性 (*svatva*)、(3) 生成力 (*śakti*)、(4) 原因性 (*kāraṇatā*)、(5) 結果性 (*kāryatā*)、(6) 数 (*saṅkhyā*)、(7) 被限定者性 (*vaiśiṣṭya*)、(8) 認識等の対象性 (*jñānādiviṣayatā*) である。これらは、実体や性質といった既知の範疇に回収できない、独立した存在者であるという。

上記のリストにおいて、「所有物性」だけが異質に感じられないだろうか。所有物性 (*svatva*) とは、ひとの所有物 (*sva*) に存在し、それについて「これは私の所有物である」という認識を成立させる、そのような属性であり、売買や相続等により生じたり滅したりする。それは、ラグナータによれば、分析不可能な原子的存在者である。我々が自分の所持品について「なぜあなたはこれを自分のものだと言うのか」と問われれば、「自分で買ったから」「貰ったから」などと答えるに違いない。しかしラグナータならば、「そこに私の所有物性があるから」と答えるだろう。彼は、その「所有物性」は、「買ったり貰ったりしたものであること」などというように分析され得るものではなく、客体的に存在するエンティティであると言う。物に色があり、動きがあるのと同じように、所有物性がある。所有物性は一見すると世俗的で些末な論題であり、これが、「哲学的」な上掲の他の論題と並んで形而上学的議論の対象とされることに意外性を感じるのは、筆者だけではないだろう。しかし、ラグナータのみならず、文献を更に調べると、ヴァルダマーナ (*Vardhamāna*, 14 世紀) やヴィシュヴァナータ (*Viśvanātha*, 16 世紀) など、新ニヤーヤ学派の歴史をつくってきた他の多くのニヤーヤ学者たちも、所有物性に関する形而上学的議論を行っていることが分かる。

ここで、彼らの所有物性論を精査することは、新ニヤーヤ学派における「〈存在〉をめぐる議論」の特質を解明しようとするとき、次のような点で意味をもつ。(1) 彼らがなぜ

* 本稿は、科研費助成研究プロジェクト「インド哲学諸派における〈存在〉をめぐる議論の解明」(代表: 東京大学丸井浩教授) の研究会 (2014 年度合同研究会) での発表原稿を元としている。また、本稿と同じテーマで、2015 年 2 月に葛西康德教授 (東京大学) の主催する「コモン・ローとヒンドゥー法の邂逅」研究会でも発表する機会をいただき、葛西教授、丸井教授、龍谷大学桂紹隆教授、および法学を専門とする多くの先生方から有益なご意見をいただいた。ここに深く謝意を表する。

¹ 存在範疇のリストに非存在を明確に加えるのは比較的新しい体系であり、初期のヴァイシェーシカ学派の体系ではそれを除く六つの存在範疇のみ認めるのが一般的であった。

所有物性を論じるのかを考えることにより、一連の形而上学的議論において、彼らがいかなる関心にもとづいて〈存在〉を論じ、その議論で何を為しえようとしていたのかが見えてくるだろう。その関心は、我々が期待するほど「哲学的」なものではないのかもしれないが、それはまた、哲学とは何か、新ニヤーヤとは何かという更なる問いを導く。(2) 彼らが所有物性をどう論じるのかを調べることにより、彼らが〈存在〉を論じる方法の一般的特質が見えてくるだろう。彼らが所有物性を分析する方法は、他の「哲学的」な論題を扱うときと同じものである。所有物性論は、売買や相続という極めて具体的な事例にその方法を適用した場合のケース・スタディとなる。

これら2点について、本稿で確定的な結論を出すことは難しい。所有物性論の文献は膨大にあり、また、所有物性論のみを調べても上記の問いに対する答えは得られない。しかし、その歩みを進めるため、本稿では彼らの所有物性論の断章をいくつか読み解く。

なお、新ニヤーヤ学派の所有物性論の思想史研究は、弁護士でもある Ethan Saul Kroll 氏が2010年にシカゴ大学に提出し、2011年にオンデマンド出版された学位論文 *A Logical Approach to Law* (Kroll 2010) において、未出版の文献も数多く写本を用いて参照し、網羅的に行われている。本稿の、特に第3節の内容は、Krollの成果に負うところが大きい。また、本稿で扱う断章は、すべて Kroll により英訳ないし解釈されている。但し、文献の理解に関し、筆者と Kroll には視点の違いがある。Kroll は、新ニヤーヤの所有物性論にみられる認識論的・論理的な思考方法に注目した²。一方、筆者が着目するのは、形而上学的実践のひとつとしての所有物性論である。Kroll が“logical approach to law”と呼んだ議論を、筆者は“metaphysical approach to law”と解釈する。

2 ラグナータの所有物性論

まず、PTNにおけるラグナータの所有物性論を見てみよう。以下、ふたつの段落に分けて、全文と和訳・解説を示す。

所有物性の独立性の論証

PTN p. 127: evaṃ svatvam api padārthāntaram. yatheṣṭaviniyogayogyatvaṃ tad iti cet, ko 'sau viniyogaḥ. bhakṣaṇādīkam iti cet, na, parakīye 'py annādau tatsambhavāt. śāstraniṣiddhaṃ tatheti cet, kiṃ tac chāstram. parasvaṃ nādadīteyādīkam iti cet, svatvāpratītau kathaṃ tatpravṛtīḥ. tasmāt svatvam atiriktam eva. pramāṇaṃ ca tatra parasvaṃ nādadīteyādīkaṃ śāstram eva.

ラグナータ 同様に、所有物性もまた、独立した存在範疇である。

対論者 [そうではない.] それ(所有物性)は「望むとおりに使用できること」である。

ラグナータ その「使用」とは何か。

² Kroll 2010: 10: They are, then, faced with two main questions: 1) How does one divine [*sic*] the content of the term *svatva* without recourse to any ritual or legal works discussing property and ownership? 2) How can one be sure that one is correct? The answer to both questions, unsurprisingly, is that one uses the *nyāya* method of epistemology and logical reasoning to examine both what people know when they know that there is *svatva*, and how they can know that they actually have correct knowledge of *svatva*.

対論者 食べることなどである。

ラグナータ そうではない。他人の食物等についても、それ（食べること）は可能だからである。

対論者 そうすることは法令（śāstra）で禁じられている。

ラグナータ どういった法令か。

対論者 「他人の所有物を取ってはならない」（parasvaṃ na-ādadīta）等である。

ラグナータ 所有物性〔の何たるか〕が〔法令を聞く者に〕理解されていないとき、どうしてそれ（この法令）がはたらこうか。（つまり、禁じている内容を理解させられようか³。）したがって、所有物性は独立した〔存在範疇〕にほかならない。その（所有物性の存在の⁴）根拠は、先の「他人の所有物を取ってはならない」といった法令である。

伝統説において、所有物性は「望むとおりに使用できること」（yatheṣṭa-viniyogayogyatva）と定義される。次節で述べるように、これはヴァーチャスパティ（Vācaspati Miśra, 10 世紀）以来伝わる定義である。新ニヤーヤの分析方法では、或る属性が関係として機能するものであり（たとえば原因性という属性は原因と結果の間の関係として、所有物性は所有物と所有者の間の関係として機能する）、このような可分附帯条件（sakhāṇḍa-upādhi, 要素概念に分析可能な属性）として定義できるとき、その関係としての属性は、存在論的には関係項のいずれかと同一であるとされる⁵。例えば所有物性が「望むとおりに使用できること」ならば、それは所有物または所有者いずれかと同一のエンティティである。ラグナータは、「自らの望むとおりに使用できること」という定義が成り立たないことを示し、所有物性の存在範疇としての独立性を論証する。

ラグナータは、「望むとおりに使用できること」の「使用」（viniyoga）とは何かという問いを立てる。例として「食べること」（bhakṣaṇa）が出される。自分の皿に盛られた食物は、自らの望むとおりに使用できる。食べてもよいし、ひとに施してもよい。しかし、他人に与えられた食物は勝手に食べてはならない⁶。ラグナータはここに切り込む。他人の食物は、食べてはいけないのだけれど、食べようと思えば食べることはできるだろう。し

³ Cf. *PTNV* p. 128: **pravṛttiḥ** parakīyasvatvāśrayādānaniṣedhabodhakatvam. (訳: [PTN で言われている]「はたらき」とは、他人の所有物性の居処 [である所有物] を取ることの禁止を理解させることである。) 引用文中の太字は註釈対象の本文の引用 (pratīka) を示す。以下同様。

⁴ Cf. *PTNV* p. 128: **nanu sarvaṃ idaṃ sambhavati svatve pramāṇasadbhāve tat tu na paśyāma iti ata āha. pramāṇam cetyādi.** (訳: [対論者] 以上のすべて [の論述] は、所有物性 [が存在するという] に対する根拠が存在する場合のみ可能であるが、我々はそのようなものを目にしていない。〔返答〕それゆえ、次のように言うのである——「[その] 根拠は」と。)

⁵ 筆者はこう理解しているが、これを規則として明示する文献に出会ったことはなく、検証を要する。しかし実際のところ、*PTN* をはじめとする新ニヤーヤの議論では、或る属性が要素概念の組み合わせに分析できないときにそれを独立範疇として認めるということが行われており、その議論の背後にある前提として、この規則を想定することができるだろう。V. N. Jha (1987: xxviii) は *PTN* に関連して、抽象属性を独立範疇とするか、自相関係 (svarūpa-sambandha-viśeṣa, すなわち関係項と同一のエンティティということ) とするか、という選択肢がニヤーヤ学者により吟味されたことを説明している。

⁶ 註釈や、次註に示す『マハー・バーラタ』の詩節等を見ると、他のバラモンに施されたものを取って食べてはいけない、という話のようである。

たがって、自らの所有物でないものにも所有物の定義が当てはまってしまう。すなわち過大適用 (ativyāpti) の過失がある。但しラグナータはここで譲歩する。この過失は、定義項にある「できる」(yogya) という様相を厳密にすることにより防げるかもしれない。ラグナータは、「できる」という語を物理的に可能か否かではなく、適切か否かという意味に取る解釈に言及する。「yogya」という語には、元々、「適切な」「相応しい」という意味がある。他人の食物を勝手に食べることは、たとえ物理的にできたとしても、法令 (śāstra) で禁止されているので適切でない。このような意味に理解すれば定義は過失を逃れ得る。しかしラグナータはこれも批判する。どんな法令がそれを禁じているのか、言ってみたまえ。対論者は答える。例えば、「他人の所有物を取ってはならない」(parasvaṃ na-ādādīta) という法令があるだろう⁷。ここにラグナータは相互依存の過失を見出す。「所有物性」という概念は、「他人の所有物を取ってはならない」などの法令に依存している。一方、「他人の所有物を取ってはならない」という法令は「所有物性」という概念に依存している。したがって、「所有物性」をこのような法令によって定義することはできない。ラグナータは他の定義を検討することはせず、「所有物性」を独立した存在範疇として認めることにする。

独立した存在範疇であるということは、それが他の実体や性質に還元できない、原子的な存在者であるということの意味する。或るものをひとが所有物として認識するのは、何か外的な原因があるのではなく、そこに所有物性という原子的な属性が存在しているからである。それは外的世界に客体的に存在している。自分のものでないものを、自分のものであるかのように勘違いすること、例えば借りているだけのアパートを「自分の家」と思い込むことは、そこに所有物性が存在しないのに存在していると理解する誤知にほかならないと言えるだろう。

所有物性を独立範疇にまで昇格させずとも、性質 (guṇa) の一種、あるいは普遍 (jāti) の一種として考えることはできないのだろうか。そのような意見は、ラグナータに先行する文献に既に見られる。前者の可能性は、「性質は性質を持たない」というヴァイシェーシカ学派の公理に反するため否定される⁸。仮に所有物性が性質であるとすると、ひとは性質を所有できないことになってしまう。しかし、ひとが物を所有するとき、その物のみならず、その性質も含めて所有されると考えられている⁹。一方、所有物性が普遍であるという想定は、「普遍は不生不滅である」という定説と矛盾するために否定される¹⁰。所有物性は、次の段落でみるように、発生し、消滅する属性である。

⁷ この法令の直接の出典は不明だが、類似する表現が『マハー・バーラタ』に見られる。Cf. *Mahābhārata āśvamedhika-parvan chapter 46 v. 23: nādādīta parasvāni na gr̥hṇīyād ayācitam | na kiṃ cid viṣayam bhuktvā spr̥hayet tasya vai punaḥ ||*

⁸ なお、同じ理由により、数が性質であることもラグナータにより否定される。色や味などの性質も、ひとつふたつと数えることができるからである。Cf. *PTN* p. 146.

⁹ 註釈者らは、「赤茶色の、1歳の、赤い眼をした牛によってソーマを購入する」という聖典の規定に言及する。この場合、牛の色も、購入を成立させる要因である。すなわち、その色に対しても、所有者の所有権が及んでいることが求められていると考えられる。Cf. Kroll 2010: 47n12.

¹⁰ Kroll 2010 *loc. cit.*

所有物性の発生と消滅

PTN p. 127: tac ca pratigrahopādānakrayapitrādīmarāṇair janyate dānādibhiś ca nāśyate. kāraṇānām ekaśaktimattvāt kāryāṇām vajjatyād vā kāryakāraṇabhāvanirvāha iti dik.

そしてそれ（所有物性）は、贈与品の受領、先占、購入、父親等の死去により生じ、贈与等によって消滅する。[ここでは、] 諸原因 [それぞれ] がひとつの生成力をもつことにもとづいて、或いは諸結果が複数の種に属することにもとづいて、[所有物性に対する] 因果関係が確立する、というのが [議論の向くべき] 方向である。

ここでラグナータは、所有物性の発生と消滅の原因を論じる。所有物性は贈与品の受領（*pratigraha*）、先占（*upādāna*）¹¹、購入（*kraya*）、父親等の死去（*pitṛādī-maraṇa*、すなわち遺産相続）により発生する。また、贈与や売却¹²により消滅する。

最後の一文は、「ひとつの結果に複数の原因があってはならない」ということ（つまり、因果の多対一対応の否定）を公理として掲げるニヤーヤ学者がたびたび直面する問題を扱う。購入や相続といった多様な原因から、なぜ、所有物性という同じ結果が生じるのか。ニヤーヤ学者の常套の解法は、原因の側の種類に応じて、結果の側にも複数の種類を認めるというものである¹³。つまり、購入により生じる所有物性と、相続により生じる所有物性は、互いに異なる種に属すると考える。ラグナータが言及するもうひとつの解法は、生成力（*śakti*）により説明するものである。生成力とは、原因が有する、特定の結果を生み出すための「ちから」を意味する。因果関係は、所有物性とそれを発生させる生成力との間に存在し、同一種の生成力を購入や相続が共有していると考えれば、問題となっている現象を説明できる。ニヤーヤ学者は一般的に生成力の存在を認めないが、ラグナータは、*PTN* の本節の直後で生成力を独立した存在範疇として認めているため、この後者の解法の方を好ましいと考えているのだろう。

3 所有物性論の歴史

上記のラグナータの議論は、いかなる文脈において、いかなる問題意識でなされたものなのか。それを考えるため、所有物性論の歴史を Kroll 2010 に依拠して概観する。

法学と祭事学

「所有」という概念が重要な考察対象となる領域は、主に法学（*dharma-śāstra*）と祭事学（*mīmāṃsā-śāstra*）である。ただし、それぞれの関心は異なる。法学においては、『マヌ法典』を少し眺めてみるだけでも分かるように、相続や財産分割、負債などが重要なトピックとなっている。一方、祭事学において「所有」が関心を惹くのは、それが布施や供儀と

¹¹ 無主物（誰にも所有されていないもの）、たとえば祭祀に使用する草を森で新たに取得することを意味するようである。Cf. *PTNV* p. 128: **upādānam** asvāmikāraṇyasthasya kāśakuśāder ānayanam. (訳: 「先占」とは、森にある、無主物であるところのカーシャ草やクシャ草を持ってくることである。) ; *PTNP* p. 129: **upādānam** āvaśyakakuśāder asvāmikasya. (訳: 「先占」とは、[取得者により] 必要とされている、クシャ草等の無主物についてのことである。)

¹² Cf. *PTNV* p. 128: **ādīpadagrāhyo vikrayādīḥ**. (訳: 「等」という語により、売却等も理解されるべきである。)

¹³ 例えば竈に生じる火と山に生じる火は、それぞれ「竈の火」（*mahānāsīya-vahni*）と「山の火」（*parvatīya-vahni*）と呼ばれる、異種のものであるとする考え方があ

深く結びつくからである。というのも、施そうとする財産がほんとうに施主の所有物でなければ、例えば盗品をひとに施すようなことがあれば、布施の効果は期待できない¹⁴。

法学者と祭事学者のいずれも、「所有物性とは何か」と問うことは余りなかったようである¹⁵。祭事学者のシャバラ (Śabarasvāmin, 5 世紀) は、所有物性の概念を自明のものとして使用している。例えば彼は、布施を「自らの所有物性を除去し、他者の所有物性と結合させること」と定義するが¹⁶、所有物性の定義は与えない。法典の註釈者パールチ (Bhārucci, 6 世紀)、ヴィシュヴァルーパ (Viśvarūpa, 8–9 世紀)、メーダーティティ (Medhātithi, 9 世紀) からもまた、Kroll の報告を見る限り、所有物性の本質を問うことはないまま「所有物性」という概念を用いているようである¹⁷。但し彼らの著作において、所有物性が既に客体化された属性であり、それを通して所有という営みが考えられていることは注目に値する。Kroll は、シャバラや法学者らが「所有物性」という語を用いるとき、そこでは、所有しているように扱われることと、実際に所有していることの違いが意識されていると指摘する¹⁸。

上述の法学者たちは、所有物性の発生や消滅を、法典を手がかりに考察している。一方、法学者であり、プラバーカラ派祭事学の追隨者でもあったヴィジュニャーネシュヴァラ (Vijñāneśvara, 11–12 世紀) は、「所有物性とは何か」という問題を明確に取り上げ、そしてそれを、聖典や法典により規定されるのではない、つまりヴェーダの影響圏を超えた、もっと広い世界に存在するものであると言う。なぜならば、ヴェーダを受け入れない異国の民たちも、ものを「所有する」という観念をもち、また実際に、売買などを通してものを所有しているからである¹⁹。

ニヤーヤ

Kroll は、ニヤーヤ学者が所有物性を論じる必然性を、上述したような、所有物性のヴェーダからの脱却に見出す。すなわち、もし所有物性の獲得や認知がヴェーダの影響下にある法学に依存しないならば、その認知を解き明かす学術としてニヤーヤが登場することになる、と言う²⁰。この想定の当否の検討は後に行うこととし、ラグナータ以前のニ

¹⁴ Kroll 2010: 28: The impetus for Śabara's intellectual move is apparent, since much of *mīmāṃsā* (ritualism and hermeneutics) concerns the donation or sacrifice of wealth, the nature of the acquisition of that wealth, and the right to offer it in a sacrifice.

¹⁵ Kroll 2010: 17: [A] discussion of *svatva* is relatively absent from works on *dharmaśāstra*. . . ; Ibid. 29: Śabara provides little insight into the meaning of *svatva*, and references to *svatva* by early commentators on his work are equally spare.

¹⁶ *ŚBh* 4.2.13.28: atha dadātiḥ kiṃ lakṣaṇaka iti. ātmanaḥ svatvavyāvṛttiḥ, parasya svatvena sambandhaḥ. Cf. Kroll 2010: 29.

¹⁷ Kroll 2010: 30–34.

¹⁸ Kroll 2010: 34: Like Śabara as well, they [viz. commentators of *dharmaśāstra*] use this term sparingly, and only in situations where it is important to highlight a subtle distinction between the appearance and the reality of ownership.

¹⁹ Kroll 2010: 22–23.

²⁰ Kroll 2010 *loc. cit.*: If *svatva* can be both acquired and cognized independent of *dharmaśāstra*, then *dharmaśāstra*, a form of law with authority derived from the Veda, can provide no greater insight into the very nature of *svatva* itself than the faculties of any individual. Such a position permits *nyāya*, which addresses the question of how an individual's faculties actually cognize aspects of the material world,

ヤーヤ学者が所有物性について何を語っているかをまず見てみよう。

上述の議論が行われていた時期、いわゆる古典ニヤーヤと呼ばれる時期のニヤーヤ学者は、所有の理論にほとんど関心を示さない。ヴァーチャスパティは *Nyāya-vārtika-tātparya-ṭikā* で「自分のものであること」(svatva) の定義「望むとおりに使用できること」(yatheṣṭa-viniyoga-yogyatva) を示すが、それは法や祭事とはまったく関係のない、「論争」(vāda) の定義に関する文脈においてなされる²¹。しかしこの定義は、前掲のラグナータによっても言及されているように、後のニヤーヤ学者たちにより所有物性 (svatva) の標準的定義とみなされることになる²²。

ニヤーヤ学者が所有物性を論じている最古の資料は、Kroll によれば、新ニヤーヤ理論の確立者ガンゲーシャ (Gaṅgeśa, 14 世紀) の子とされるヴァルダマーナの *Nyāya-līlavātī-prakāśa* (以下「NLP」) に見られる。ガンゲーシャより前の新ニヤーヤ黎明期に、ヴァッラバ (Vallabha, 12 世紀) はヴァイシェーシカのオリジナル作品 *Nyāya-līlavātī* (以下「NL」) を著した。同書はニヤーヤ学者にも広く読まれ、多くのニヤーヤ学者が註釈している。NLP はその最古層のものである。ヴァッラバは NL の冒頭で、六つの存在範疇を提示・定義し、非存在が 7 番目の範疇であることを論証した後、刹那や生成力といった他の存在範疇候補を排除する。そのくさりへの註釈において、ヴァルダマーナは、所有物性もひとつの独立した存在範疇であるという見解に言及し、それを批判する。以下に NLP の所有物性論のシノプシスをごく簡単に整理しよう。

1. 対論者の論述 (前主張)

1.1. 所有物性が独立存在範疇であることの論証

1.1.1. 普遍, 特殊, 内属であることを否定する論証

1.1.2. 実体, 性質, 運動であることを否定する論証

1.2. 所有物性という属性が存在することの論証

1.2.1. [第三者による論証] 所有物性の存在根拠がない。

1.2.1.1. 所有物性の存在は知覚では知られない。

1.2.1.2. 所有物性の存在は推論では論証できない。

1.2.2. [対論者の主張] 証言 (śabda, この場合は法令) が所有物性の存在根拠である。

1.3. 所有物性が存在していても、法令により、望むとおりの使用が禁じられることがある。

to emerge as the appropriate discipline for *svatva*.

²¹ 論争における「自らの立場」(svapakṣa) の「自ら」という語の意味を規定するために為されている。Cf. *NVT* p. 276.

²² 但し、「望むとおりに使用できること」という定義がヴァーチャスパティのオリジナルであるかどうかは明らかでない。“viniyoga” はきわめて祭事学の色采の強い語であり、クマーリラ (Kumārila Bhaṭṭa, 7 世紀) が *Śloka-vārtika* (ŚV) の śabda-pariccheda において用いる「望むとおりの使用」(yatheṣṭa-viniyoga) という語などとの関連も調査するべきであろう。Cf. ŚV śabda-pariccheda v. 19: yatheṣṭaviniyogena praṭītir yāpi śabdataḥ | na dhūmāder itihāpi vyabhicāro 'ṅgavṛttibhiḥ || また、祭事学者のパールタサーラティ (Pārthasārathi Mīśra, 11 世紀) もこれに類する定義「望むとおりに使用されること」(yatheṣṭa-viniyojyatva) を示している。Cf. Kroll 2010: 39.

2. ヴァルダマーナの見解（確定見解）

2.1. 所有物性の定義

2.1.1. 所有物性は「望むとおりの使用の対象であること」ではない。

2.1.2. 所有物性は「望むとおりに使用できること」であり、それは「その非存在により望むとおりに使用できないことが確知される、法令と矛盾しない、そのような実現手段（贈与品受領や購入など）の対象であること」である。

2.2. 所有物性の独立性の否定（「認識対象性」を独立範疇としないのと同じ理由による）

2.3. 所有物性の発生と消滅

2.3.1. 複数の原因（購入など）と単一の結果（「望むとおりに使用できること」との因果関係

2.3.2. 「望むとおりに使用できること」は購入により発生し、売却により消滅する。

2.3.3. 盗品には本来の所有者の所有物性が存在する。

2.3.4. 先占（*upādāna*）も所有物性成立の手段である。

上記のシノプシスから想像できるかもしれないが、*NLP* の議論には、Kroll がニヤーヤ学者の所有物性論の特質として指摘する認識論的な傾向を見出しがたい。知覚や推論といった認識論の概念が多用されるが、ここでは、それらが所有物性なるものの実在を証明する根拠となるか否かが問題とされているのであり、それらによって世間の人々が所有物性を認知できるか否かが問われているのではない。例えば *NLP* で言及される推論は、所有物性という属性がこの外界世界に実在することを証明するためのものであり、或る物品についてそれが所有物であることを推理するためのものではない²³。筆者にはこの議論が、きわめて存在論的・形而上学的なものとして映る。ヴァルダマーナは、ニヤーヤ学者やヴァイシェーシカ学者が世界の分析と記述を行う普通の仕方とまったく同じ方法で、所有物性の本質を論じていると言える。

したがって、Kroll が想定する、所有物性の認知研究のためにニヤーヤ学者がこの議論に参入したという思想史展開は、容易には受け入れがたい。また、所有物性の認識が問題にされた契機として Kroll が考える、ヴェーダからの所有物性の解放を、ヴァルダマーナもラグナータも明言していない点も、Kroll 説の批判根拠として考慮するに値する²⁴。

なぜヴァルダマーナは所有物性を論じたのか。この問題については、次節でより新しい議論を概観した後、結論において改めて考えたい。

²³ たとえば、贈与物の受領と「望むとおりの使用」が直接の因果関係を持ち得ないことを根拠に、それらをつなぐ媒介として所有物性の存在を想定する推論が挙げられている（*NLP* pp. 82, 14–83, 7）。仮にこの推論が正しいとしても、これは、所有物性の認知のためには役に立たない。

²⁴ Kroll はこの点に、彼らが「所有物性は法典に依存しないものではないという考えを主張してはいないようである」という表現で言及する。Cf. Kroll 2010: 42: Significantly, neither Vardhamāna nor Raghunātha (nor any of the other post-Gaṅgeśa *naiyāyika*-s) appears to be arguing that the conception of *svatva* is not, as both Vijñāneśvara and Pārthasārathi Mīśra contend, independent of *dharmaśāstra*.

4 最後期新ニヤーヤ学派の所有物性論

ヴァルダマーナの後に展開された所有物性に関するニヤーヤ学者の議論は、主に (1) *NLP* に対する註釈 (3 本が既刊), (2) ラグナータの *PTN* およびそれに対する註釈 (同じく 3 本が既刊), (3) 所有物性を主題とする独立小作品群 (多くが写本でのみ残る) から知ることができる。ラグナータ以降は、所有物性を独立存在範疇とする立場が定説とされている。

ラグナータより後の最後期新ニヤーヤ学派の小作品を集めた『議論の海』(*Vāda-vāridhi*) というアンソロジーが *Chowkhamba Sanskrit Series* で出版されている。大部分はガダーダラ (*Gadādharma*, 17 世紀) の作品だが、他の著者のものや、著者不明のものも含まれている。ここに、共に “*svatvajanakatāvāda*” (所有物性生成論) と題された、所有物性に関する著者不詳の 2 作品 (それぞれ A, B とする) が収録されている²⁵。Kroll は、これらが “*svatvarahasya*”, “*svatvavāda*”, “*svatvavādārtha*” といったタイトルで写本が伝わる中編作品の構成要素であると解明した²⁶。Kroll が使用する “*svatvarahasya*” の写本 (大英図書館 I. O. 861) は、上記 B の途中に A の内容が入り込むという構成になっているようである²⁷。いずれの写本からも著者名は分からない。Derrett や Kroll は著者をガダーダラと想定するが、その根拠は弱い²⁸。著者がニヤーヤ学者ではなく、ニヤーヤに通じた法学者の可能性も否めない。

以下、『議論の海』の “*svatvajanakatāvāda*” A (「*SJV*」と略す) で展開される議論の一部を紹介する。ここでは、相続の問題が扱われている。

問題提起

次のような問題が立てられる。

SJV p. 239: *nanu pitrādīmarāṇottaram sarveṣv eva pitrādīdhaneṣu sarvabhāginām svatvam utpadyate, kiṃ vā guṭikāpātādīnā vastugatyā yasya yo 'mśo nirṇīto bhaviṣyati tatraivamśe svatvam utpadyate iti cet.*

父親等が死去した後、父親等の財産のすべてに、すべての相続人 (*bhāgin*) の所有物性が発生するのか。それとも、[後に行われる] 籤引きなどによって、実際に (*vastugatyā*)、或る者に或る取り分が決定される、その取り分のみ [それぞれの] 所有物性が発生するのか。

具体的な事例を想定してみよう。父親が亡くなった後、2 台の自動車 (アンバサダーとスズキ) が遺されたとする。相続人として 2 人の息子 (兄と弟) がおり、誰がどの車を相

²⁵ B の方は、冒頭に “*svatvajanakatāvādvīciḥ*”, 末尾に “*dāne svatvajanakatvakhaṇḍanavādvīciḥ*” と書かれている。“*-vādvīciḥ*” (～に関する議論の波) は、『議論の海』のすべての章題に附される定型句である。

²⁶ Kroll 2010: 199.

²⁷ 詳しく記すと、“*svatvarahasya*” は B の冒頭 p. 242 の箇所から始まり、p. 254, 32 の後に A 全体が入り、その後、p. 254, 33 以降が続き、章末で終わるという構成になっているようである。A と B を合わせれば、“*svatvarahasya*” 全編のテキストを得られるものと思われる。

²⁸ Derrett 1956; Kroll 2010: 201. Derrett は「危険を冒して」(*hazard*) ガダーダラではないか、と推測するに留める。

続するかは、法令に従い、後に籤引きで決められることになる。仮に、兄はアンバサダーを、弟はスズキを相続することになるとする。図1のように、父親の存命中は、2台の車の両方に父親の所有物性が存在していた。しかし死去によってそれは消滅する。籤引きによる財産分割の成立後は、アンバサダーには兄の所有物性が、スズキには弟の所有物性が存在することになる。では、父親の死後、財産分割の成立の前は、いったいどちらに誰の所有物性が存在しているのか。

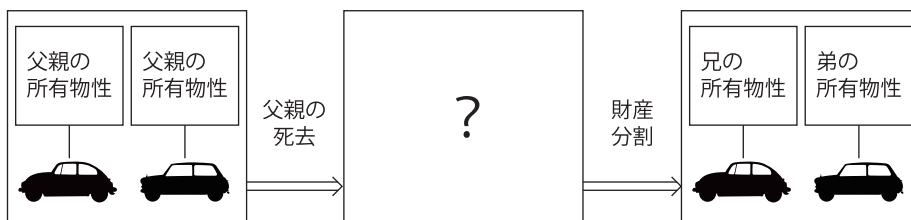


図1 問題の所在

この問題に対して、*SJV* では、「ミティラー派」(maithilāḥ)、『『ダーヤ・バーガ』の著者」(dāya-bhāga-kṛtāḥ)、「独立思想家」(svatantrāḥ) という3者の見解が提示される。はじめのふたつの呼び名から、ヒンドゥー法学の2大潮流として認知されている、ミティラーをひとつの拠点として南北インド全域で支配的となった『ミタ・アクシャラー』(*Mita-akṣarā*)派と、ベンガルで権威をもった『ダーヤ・バーガ』派が想起されるだろう。『ミタ・アクシャラー』は、『ヤージュニャヴァルキヤ法典』に対する、前述のヴィジュニャーネーシュヴァラによる註釈である。『ダーヤ・バーガ』は、それと同じ時期にジームータヴァーハナ (*Jīmūtavāhana*, 12世紀) が著した、相続と財産分割に関する独立の著作である。所有権の問題について、前者は「一家の成員は生まれながらにして、家の財産に対する共同所有権をもつ」という立場を取り、後者は「財産の占有的所有者である父親の死去によって、子らは自らの相続分について占有的所有権を獲得する」という立場を取ることが知られている²⁹。*SJV* の「ミティラー派」と『『ダーヤ・バーガ』の著者』は、これら2派に言及するものと考えられるだろう³⁰。

ミティラー派の「集合的所有物性」

ミティラー派は一時的な「集合的所有物性」(*sāmudāyika-svatva*) の発生を想定して対処する。

SJV p. 239: *pitṛāder maraṇottaram sarveṣv eva pitṛādidhaneṣu sarvabhāginirūpitaṃ svatvaṃ prathamato jāyate, paścād vibhāgena tatra sāmudāyikasvatvaṃ vināśya svīyāṃśamātravṛttisvatvāntarāṇy utpadyante.*

父親等が死去した後、父親等の財産のすべてに、まず、すべての相続人に関連づけられた (*nirūpita*) 所有物性が発生する。その後、そこ (すべての財産) において、

²⁹ Rocher 2002: 25–28. 同種の概説は多くの研究文献にみられる。

³⁰ なお、ミティラーとベンガルは、それぞれ新ニャーヤ古派と新ニャーヤ新派 (ラグナータ派) の拠点にもなっている。これらと法典解釈の流派との関係も興味深い。

自らの取り分のみが存在する〔集合的なものとは〕別の複数の所有物性が、財産分割³¹によって集合的所有物性を消滅させようとして発生する。

図2はこれを図示したものである³²。この説は、家財の共有を認めるという点で『ミタ・アクシャラー』派の見解に同調するが、その共同所有権は一時的なものであり、財産分割により個人所有に移るという点は『ミタ・アクシャラー』派の定説と相容れない。また、所有権を生得のものであるとする『ミタ・アクシャラー』派の基本理念とも矛盾している。Kroll が指摘するように、*SJV* では、『ミタ・アクシャラー』派が所有権の生得性の根拠とするガウタマ法典の規定を「父親の死後に出生した子は、生まれながらに所有権を有する」という意味に理解する特殊な解釈が言及されている³³。この解釈が『ミタ・アクシャラー』派の誰かによるものなのか、それとも *SJV* の著者によるものなのか、未だ調べがつかない。仮に *SJV* の著者によるものだとすると、ここでミティラー派の見解として述べられていることは『ミタ・アクシャラー』派の見解そのものではなく、その前提をいくつか否定した上で、『ミタ・アクシャラー』的な相続論を新ニヤヤーの分析方法に従って記述したものと考えることができるだろう。

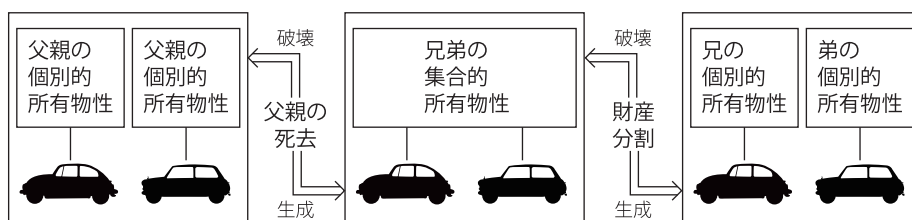


図2 ミティラー派の仮説

上記の主張が示された後、この立場の子細な検討が行われる。以下にいくつか抜粋して概略を示す。

³¹ 「財産分割」(vibhāga) は次のように定義される。 *SJV* p. 239: vibhāga nāma pitrādihaneṣu bhāginām idam eva mama, tat tasyaiva, tasya idaṃ na ityādiniścayaviśeṣaḥ. bhāginām ity upādānaṃ madhyasthena nirṇite 'pi bhāgibhir anirṇite dāye vibhaktavyavahāravāraṇāya. (訳：財産分割とは、父親等の財産について、諸相続人に〔発生する〕、「これだけが私のもの」「それは彼だけのもの」「これは彼のものではない」というような確知 (niścaya) の一種である。「諸相続人に〔発生する〕」という〔限定を〕述べるのは、第三者 (madhyastha) により〔どれが誰のものであると〕確知されていても、相続人らにより確知されていない、そのような財産について、「分割された」という言語的営為 (発言や認識) [が為されること] を避けるためである。)

³² 但し、生成・破壊の関係は図では厳密に表してはいない。集合的所有物性の発生原因は父親の死ではなく、それに起因する父親の個別的所有物性の消滅であると理解できる記述もある。 Cf. *SJV* p. 239: pitṛmarañādijanyapitṛsvatvanāśasya kāraṇasya sarvadhaneṣu. … (訳：父親の死去等により生じる父親の所有物性の消滅という原因は、すべての財産に対して……。)

³³ Kroll 2010: 271. Cf. *SJV* (B) p. 247: tadāha mitākṣarāyām gautamaḥ, “utpattyāivārthasvāmītvam labhata” iti. yasmin garbhasthe pitā mṛtas tadutpattir eva tasya pitṛdhane svatvahetur iti tadarthaḥ. (訳：このことを、『ミタ・アクシャラー』で引かれるガウタマ仙は次のように言う——「出生のみによって、〔新生児は、〕富に対する所有権を獲得する」と。或る〔子〕が母胎にいるときに父親が死去する場合、その〔子〕の出生だけで、父親の財産にその〔子〕の所有物性 [が生じること] の原因となる、という意味である。) ここに掲げたテキストは Kroll 2010: 216 の校訂に従う。

所有物性の阻害者 (pratibandhaka) について、阻害者とは、インドの認識論や存在論で多用される概念であり、「原因となっている非存在の反存在」などと定義される³⁴。例えば火を起こそうとするとき、燃料に水を掛けられると、火が発生しない。つまり、火の発生に対し、水の非存在が原因となっている。このとき、水の非存在の反存在 (pratiyogin)、すなわち水は、火の阻害者である。SJV では、対論者により、或る人 A と関連づけられた所有物性に対し、他の人 B と関連づけられた所有物性が阻害者となるという見解が言及される。そうだとすると、A と B の両方に関連づけられた所有物性である集合的所有物性というものの存在は認められないことになる。ミティラー派はこれについて、A と関連づけられた所有物性に対して阻害者となるのは、A に関連づけられない所有物性である、という阻害関係を主張し、批判を退ける。集合的所有物性は A にも B にも関連づけられているため、阻害者とならない。この議論は、共同所有が可能であることを形而上学的に裏付けるものである³⁵。

分割できない財産の場合、たとえば父親が一頭の牛しか遺さなかった場合、それにはいかなる所有物性が発生するのか。これに関し、所有物性は「時間的部分的存在者」(kālika-avyāpya-vṛttin) であるという見解が示される。「全体的存在者」(vyāpya-vṛttin) と「部分的存在者」(avyāpya-vṛttin) は、ヴァイシェーシカ学派が属性の特性を記述する際に用いる概念である。その基体に満ち亘って存在する属性は「全体的存在者」であり、そうでないものは「部分的存在者」である。たとえば「接触」(saṃyoga) という性質 (guṇa) は「部分的存在者」である。本が机の上に置かれるとき、机の本との接触は机全体に満ち亘っておらず、部分的なものだからである。香や味などは全体的存在者であるとされる³⁶。ミティラー派は、所有物性は時間的な観点で部分的存在者だと言う。これに従って、例えば一頭の牛に、月・水・金曜日は兄の所有物性が、火・木・土曜日は弟の所有物性が存在すると考えることができる。それを支持するかのように、『グリハスパティ法典』でも、物理的に分割できない遺産は相続人が時間で区切って使用するようにと命じられている。この議論もまた、法典の規定を形而上学的に説明づけるものである³⁷。

その他、財産分割の前に相続人のひとりが死去してしまった場合、その死去した相続人に子が居る場合、また財産分割の前に相続人の誰かが勝手に共有財産を売却してしまった場合などを想定し、それぞれの場合の所有物性の在り方について説明を与えている。

『ダーヤ・バーガ』派の「個別的所有物性」一元論

ミティラー派の見解に続き、『『ダーヤ・バーガ』の著者』の見解が紹介される。しかし、以下の言説が『ダーヤ・バーガ』にそのまま見出されるわけではない。『ダーヤ・バーガ』派はこのように言っている、或いは、このように言うだろう、という意味に理解すべきだと思われる。その『『ダーヤ・バーガ』の著者』は、「冗漫性」(gaurava) を根拠に集合的所有物性を否定する。

³⁴ Nyāyakośa s.v. “pratibandhakatvam”: kāraṇībhūtābhāvapratiyogitvam.

³⁵ SJV p. 234, 6–21.

³⁶ この理論に従うと、足の裏だけが臭いひとも、「あいつは臭い人間だ」と言われてしまう。ラグナータは PTN でこれを否定し、部分的に存在する香や味を認める。

³⁷ SJV p.238, 17–24; pp. 236, 23–236, 6.

SJV p. 239: dāyabhāgākṛtas tu maraṇādijanyapitrādisvatvaⁱnāsāt taddhaneṣu na sarva-
bhāginām svatvopattiḥ, kin tu guṭikāpātādinā vastugatyā yo yasyāṁšo nirṇīto bhaviṣyati
tatraivāṁśe tasya svatvam utpadyate. sāmudāyikasvatvāntaratatprāgabhāvataddhvaṁsa-
tatkāryakāraṇabhāvānām niruktavibhāge tannāśakatvasya svatvāntarotpādakatvasya ca
kalpane gauravāt.

ⁱ svatva Kroll 2010] svatvatva *SJV*

『ダーヤ・バーガ』の著者は[次のように言う]。死去等により生じる父親等の所有物性の消滅にもとづいて、その財産に、すべての相続人の所有物性が発生するという
ことはなく、籤引きなどによって、実際に、或る者に或る取り分が決定される、その
取り分にも、その者の所有物性が発生する。[個別的所有物性とは]別の集成的所
有物性、その未然非存在、その滅失、その因果関係[を想定し、また]先に説明され
た財産分割に対してそれ(集成的所有物性)を消滅させること、および別の[個別
的所有物性を発生させることを想定するのは、冗漫だからである。

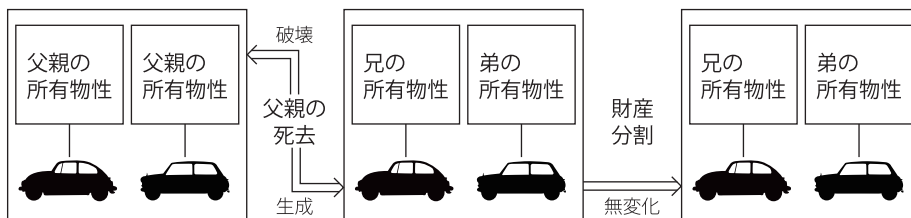


図3 『ダーヤ・バーガ』派の仮説

「簡潔性」(lāghava)と「冗漫性」(gaurava)は対になる概念であり、インド哲学の諸派が認める、「オッカムの剃刀」に類する原則を示す。或る事柄を説明する仕方が複数あるとき、仮定がより少ない、つまり簡潔である方が優れているとされる。『『ダーヤ・バーガ』の著者』によれば、集成的所有物性を想定する説明は冗漫であり、父親の死去により即座に個別的所有物性が発生すると考える方が簡潔である。財産分割が行われる前であるにも関わらず、個々の財産に、後にそれが分配されることになる相続人の所有物性が前もって存在していると考えられているようである。決定論的な、奇妙な説であるが、その方が簡潔だと言う³⁸。

上記の主張を提示した後、ミティラー派のときと同様、この説が成り立つかどうかについて形而上学的検討が行われる。そのうちひとつだけ、祭事に関するものを紹介する。ここでは、分割前の相続財産を用いて行われる祭祀の果報は、相続権をもつ全員が受けることになるということが前提とされている。祭祀が問題とされているとはいえ、議論の焦点は所有物性の在り方と法典の規定の間にある矛盾を解消することにあり、シャバラがもっていたような、祭事学的な関心はみられない。

³⁸ 葛西教授の研究会にて、これは、A氏に分割された財産について、分割前にまで遡及してA氏の権利を認める考えではないかという指摘をいただいた。日本国の相続法はそのような立場に立っているとのことである。*SJV*の言及する『ダーヤ・バーガ』派にそのような考え方を認められるか、今後の検討課題としたい。またこの指摘は、我が国の相続法のような、運用実績のある法律を形而上学的に説明しようとする奇妙な事態に至る、という一種のパラドクスを示唆するものでもある。

SJV p. 241: na ca vibhāgāt pūrvam api svatvasyāṃśikatve vibhāgāt pūrvam ekena bhrātrā pitṛdravyaikaśeṣena vihitakarmānuṣṭhāne sarveṣāṃ bhrātṛñāṃ phalabhāgitvaṃ na syāt, ekadeśe sarveṣāṃ svatvavirahe 'pi tatra sarveṣāṃ phalabhāgitvasya vācanikatvāt. tad āha nāradaḥ.

bhrātṛñāṃ avibhaktānām eko dharmāḥ pravartate |
vibhāge sati vai dharmo bhavet teṣāṃ pṛthak pṛthak || iti.

批判 財産分割の前でも所有物性が個別的であるとするならば、財産分割の前に、兄弟のひとりによって、父親の供物の一部と関連して規定された祭祀を実行するとき、すべての兄弟が果報を享受することがなくなってしまうだろう。

返答 そうではない。[その供物の] 一部には、すべて [の兄弟] の所有物性が存在するわけではないけれども、そのような場合、すべて [の兄弟] が果報を享受することが [法典で] 明言されているからである。このことを、ナーダラは次のように言う——「世帯を別にしていない兄弟たちにはひとつのダルマがある。世帯を別にしているときは彼ら（兄弟たち）[それぞれ] に個々にダルマがある」(*Nāradaśmṛti* 13.37) と。

独立思想家の所説

この一連の議論の最後に、“svatantrāḥ”（独立者たち）の説が紹介される。ミティラー派にも『ダーヤ・バーガ』派にも与さない、という意味に理解できるだろう。彼らは、所有物性の存在と発動 (vṛt) を区別し、後者を時間的に制限することにより相続を説明しようとする。きわめて新ニヤーヤ的な考え方ではあるが、ニヤーヤ学派および祭事学派の両者にとって承認可能な立論を行おうとしていると考えられる。

SJV p. 242. svatantrās tu pitṛmarāṇottaram tatsvatvanāśārūpasya kāraṇasyotpattisambandhena sarvatrāviśiṣṭatayā sarvatraiva pitṛdhane sarveṣāṃ bhrātṛñāṃ svāmibhedena vibhinnāni nānāsvatvāni yugapaj jāyante. tadīyasvatvaṃ prati tadīyasvatvābhāvaviśiṣṭasya tadīyetasvatvasya tattvena kāryasahavartitayā pratibandhakatvakalpane gauravāt. tāni ca svatvāni na vibhāganāśyāni, kin tu vibhāgaprākkālāvachedenaiva sarvatra pitṛdhane vartante na tu taduttarakālāvachedena, vibhāgotarakāle yasya yo 'mśas tatraiva tatsvatvasya vṛtīḥ na tv anyāṃśe 'nyasvatvasya vṛtīḥ, yathā nyāyanaye nityo 'pi ghaṭātyantābhāvo ghaṭavati bhūtale ghaṭāpasaraṇadaśāyām eva vartate na tu ghaṭasattvadaśāyām, yathā vā mīmāṃsakanaye nityāpi dāhikā śaktir vahnau pratibandhakāsamavadhānadaśāyām eva vartate na tu pratibandhakasamavadhānadaśāyām. etena svatvāntaratapṛāgabhāvadhvaṃsānām vibhāgasya tannāśakatvasvatvāntarotpādakatvayoś ca kalpanāyām gauravarūpasya maithilamatoktadūṣaṇasya nātrāvakaśaḥ.

独立思想家は [次のように言う]。父親の死去の後、その所有物性の消滅という [相続者の所有物性の] 原因は、発生関係によってすべて [の財産] に無区別であるため (つまり、所有物性の消滅はすべての財産において区別なく発生するため³⁹)、父親の

³⁹ “utpattisambandha” は一般的な語ではないため、この理解について *SJV* の他の用例を参照した。Cf. Kroll 2010: 222n72, 237n80, 236n89. この関係により、所有物性の消滅が財産に存在すると言われ

すべての財産に、すべての兄弟の、所有者の違いに応じてそれぞれ異なる、別々の所有物性が同時に発生する。或る者の所有物性 (S_A) の非存在に限定された、その者のものでない所有物性 (S_B) が、そのようなものとして (S_A の非存在に限定されたものとして) 結果 (S_A の非存在) と共にあるので、その或る者の所有物性 (S_A) に対する阻害者である、と想定するのは冗漫だからである。

それら諸々の所有物性は、財産分割によって消滅するのではない。[それらは] 財産分割の前の時という制限を受けてのみ父親のすべての財産に発動 (vrt) するのであり、その後の時という制限を受けては [発動し] ない。財産分割の後には、或る者の所有物性はその者の取り分のみ発動するのであり、或る者の取り分に他の者の所有物性が発動することはない。それは、ニヤーヤの考えにおいて、壺の恒常非存在は無始無終であるけれども、壺をもつ地面には、壺をどかした状態の時のみ発動するのであり、壺が存在する状態の時には [発動し] ないのと同様である。また、祭事学の考えにおいて、ものを燃やす生成力は恒常的存在であるけれども、阻害者が揃っていない状態の時のみ火に発動するのであり、阻害者が揃っている状態の時には [発動し] ないのと同様である。

こうすることにより、別の [集会的] 所有物性とその未然非存在と滅失 [を想定し、また] 財産分割がそれ (集会的所有物性) を消滅させ、また別の [個別的] 所有物性を発生させるということを想定する場合にミティラー派の見解に関して言われた冗漫性の過失は、ここ (この見解) に妥当する余地がなくなる。

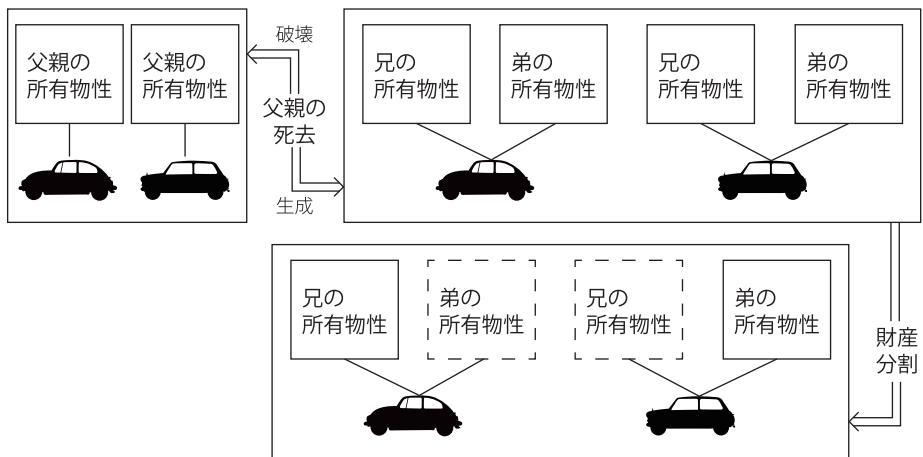


図4 「独立思想家」の仮説

「独立思想家」は、父親の死去によって、すべての財産に、すべての相続者の個別的所有物性が生じると言う。このとき、すべての財産は、すべての相続者により共同所有されている状態にある。これまで見てきた説では、ひとつの財産に複数人の個別的所有物性が存在することは認められなかった。しかしそのような原則を、「独立思想家」は、冗漫だと言って認めない。

ている。

そうして生じた数多の個別的的所有物性は、財産分割の後でも消滅しない。存在したまま、発動しなくなるだけである。この特異な主張は、新ニヤーヤ学派の「非存在」に関する独特な考え方に依拠している。新ニヤーヤ学派は、「AがBに無い」と認識されるタイプの非存在（無）を3種類に分ける⁴⁰。(1) 未然非存在 (prāg-abhāva)——「まだ無い」という認識をもたらす非存在で、この非存在自体は始めからあるため新たに発生することはないが、無かったものが発生することにより消滅する。(2) 滅失 (dhvaṃsa)——「もう無い」という認識をもたらす非存在で、それまで在ったものが消滅することによって発生し、この非存在自体が消滅することはない。(3) 恒常非存在 (atyanta-abhāva)——時間に縛られない、ただ「無い」という認識をもたらす非存在。これはその名の通り、始まりも終わりもなく、恒常的に存在し続けている。例えば、机の上には本の恒常非存在がある。それゆえ、本が無いときに「本が無い」という認識が発生する。そこに本をもってくると、「本が無い」という認識は発生しなくなるが、実はそこには本の恒常非存在が存在している。ただ、そこに本があることによって、その恒常非存在が認識に対して機能しなくなっているだけである⁴¹。所有物性についても、この第3の非存在と同じように考えられると言う。自分に分配されない財産に存在していた自分の所有物性は、財産分割を契機に発動しなくなる。しかし、それは変わらず存在し続けている。このような仮説を立てることで、財産分割に伴う新たな因果関係を認める必要がなくなり、簡潔性が向上すると考えられている。

ここで「発動」と訳した動詞“*√ṛt*”が、具体的にどういうことを意味するのか判断しがたい。非存在の例と同じように、認識されないという意味にも取れるが、それに留まらず、売却や譲渡の権利にも関わっているので、法的な効力を有さないという意味に取るべきかもしれない。

以上、3種類の見解を概観してきた。SJVの著者は、どの説が優れているかということをも明言しない。論述の順番からは、ミティラー派よりも『ダーヤ・パーガ』派が優れていると考えており、またそれ以上に優れているが支持が確立していない独立思想家の説も紹介している、という序列を推測することができる。この序列は、もっぱら簡潔性の高低によって決定されている。つまり、SJVで批判されたミティラー派の説について、聖典や法典の解釈が誤っている、或いは認知され確立された慣習と一致しないと言われているのではなく、「そう考えることもできるが、それは冗漫だから我々は認めない」と言われているだけである。事実、ミティラー派の見解に寄せられた冗漫性以外の批判は、SJVの著者がすべてミティラー派の立場から反駁している。

5 補遺 その他の論点

最後に補遺として、所有物性に関する形而上学的議論のうちで興味深いものについて、いくつか簡単に言及したい。

⁴⁰ もうひとつのタイプの非存在は、「AはBではない」と認識される相互非存在 (anyonya-abhāva) である。

⁴¹ この理論は、Tarka-saṃgraha や Nyāya-siddhānta-muktāvalī といった綱要書で分かりやすく説明されている。英語による説明では Bhattacharya 1989: 397-400 が明解である。

所有物性と所有権

「A氏がBを所有する」ということを現代の我々が考えるとき、「BがA氏の所有物性を有する」ではなく「A氏がBの所有権を有する」と理解するのが普通だと思われる。所有権に相当するサンスクリット語の単語は“svāmitva”であろう。「所有者性」という意味である。SJVの著者は、所有物性と所有者性はいかなる関係にあるのか、ということ論じている⁴²。ここでは、所有物性を独立存在範疇としたうえで、他方の所有者を、所有物性と関連づけられた可分付帯条件として扱う見解も言及される。ちょうど、所有権をまず規定したうえで、所有物を「所有権の及ぶ物」などと考える発想と逆の方向を向いている。また、所有物性と所有者性をそれぞれ独立の存在範疇とみなす見解や、これらふたつの属性は存在論的には同一の存在者であるとする見解も引かれている。このような多様な見解が認知されているなかで、新ニヤーヤ学者が一貫して所有物性を中心に議論を進める理由は、主に、先行する法学や祭事学の議論がこの概念を用いて展開されたということにあるだろう。さらにその背景には、それらの先行する議論を含め、インドの伝統で学者たちが問題としてきた認識が、「私はこれの所有者である」という認識ではなく、「これは私のものである」という認識だったという事情があると考えられる。

所有者はアートマンか身体か

写本でのみ伝わるジャヤラーマ (Jayarāma, 17世紀) の『所有物性の解明』(Svatvanirūpaṇa) では、所有者性がアートマンまたは身体に内属すると言われている⁴³。選択肢を設ける根拠は述べられていない。死去(身体とプラーナの分離)により所有者性が消滅するのだから、所有者は身体であると考えの方が経験的理解に近いように思われる。しかし、「これは私のものである」という認識の「私」は身体ではなくアートマンを意味すると理解するのが一般的であるため、所有者はアートマンとする説にも理がある。一方、ひとがひとを所有するとき、例えば親が子を、主人が使用人を所有するとき、所有物性は子や使用人のアートマンにではなく、身体に存在すると考えるべきと思われる。親は子の行動を望むとおりに規制することができても、その人格までコントロールすることはできない。

6 考察

以上のような所有物性論は、いかなる問題意識において行われたのか、ということについて考察したい。

本稿3節で、所有物性の議論には、主に法学的側面と、祭事学的側面があることを述べた。ヴァルダマーナの議論には、決して鮮明ではないが、祭事学的問題への関心がみられる。というのも、彼は先占が所有の手段であることを特筆しており、これは祭式に必要なクシャ草の取得と深く関わるからである。しかし、ラグナータやSJVの著者の議論に、祭事学的問題に対する関心を見出すことは難しい。新ニヤーヤはプラバーカラ派祭事学者を

⁴² SJV (B) pp. 242–245.

⁴³ Kroll 2010: 153n29: atha svāmitvam evātiriktaṁ astu ātmani śarīre vā samavetaṁ nirūpakatāsambandhena tad eva dhanavṛttisvatvavyavahāraprayojakam.

主な論敵とし、彼らとは熾烈な論争を行っているが、所有物性論の議論の背景は、それとは異なるものようである。また新ニヤーヤの議論は、法学的でもない。法典の註釈者たちが行うような法典の解釈や法令の個別事例への適用に、ニヤーヤ学者が踏み込むことは稀である⁴⁴。ニヤーヤ学者は、法学者らにより確立された法解釈や慣習と矛盾しないように、世界がどうなっているかを記述する。それは法学でも、法哲学でもなく、法に関連した形而上学である。

Kroll は、ニヤーヤ学者の議論を認識論的なものと理解し、それは所有物性の認知を明らかにするために要請されたという想定を行う。これに同意しがたいということは、本稿3節で述べた。ニヤーヤ学者の議論は、認識論的なものと言うより、形而上学的なものだからである。

Patil (2013) は新ニヤーヤの所有物性論に触れ、ニヤーヤ学者が、祭祀の効力やガンジス河のほとりで死ぬことの意義といった宗教的な問題を論じていることを引き合いに出し、新ニヤーヤと“socio-religious”な問題との結びつきは明らかであると指摘する⁴⁵。しかし、Patil が列挙する他の論題はすべて解脱に直接的に関わるものである。ニヤーヤという学問が（少なくとも建前上は）解脱を目的とするものである以上、それに資する議論を行うことは当然である。一方、或るものが所有物であることは布施や供儀の効果を保証するものであり、その意味では所有物性論も解脱と関わっているが、その関係は間接的な、弱いものと言える。なぜニヤーヤ学者が所有物性を論じるのかという疑問は、やはり解消されない。

ヴァルダマーナが *NLP* で対論者の見解として「所有物性は独立存在範疇である」という主張に言及し、それを否定していることを考えると、彼に先立つ、または同時代の何者かが、そのような主張を行ったという想定を立てられる。発端はそうであったかもしれない。しかしそのような偶発的に発生した主張が、*SJV* や他の写本で伝わる 17-18 世紀の文献にみられるような緻密かつ広範な議論に育つとは考えにくい。ニヤーヤ学者に所有物性論への発言を求める、何らかの要請があったと想定する方が納得がいくだろう。この想定を支持するものとして、伝統的学者（パンディタ）が、古来より紛争解決の場に召集されていたということがある。『マヌ法典』の第 12 章では、法典の規定だけでは決定できない問題について裁定を行う会議（パリシャド）に、「論証家」（おそらくニヤーヤ学者）が参加するべきことが述べられている⁴⁶。そのような場で、相続等の問題についてニヤーヤ

⁴⁴ ひとつの例外を、脚註 33 に掲げた。

⁴⁵ Patil 2013: 13: The Nyāya discussion of ownership is not the only such socio-legal topic to which unprecedented attention was given in this time period. There are, for example, unstudied texts by many of these same individuals on topics such as the efficacy of ritual action, the benefits of dying in Benares, the nature of devotion to Viṣṇu, and the existence of heaven. What the existence of these texts reveals is the undeniable relevance of the technical work of New Epistemologists to broadly socio-religious questions.

⁴⁶ この点は、東北大学の吉水清孝教授にご教示いただいた。*Manusmṛti* XII v. 110 では“hetuka”と“tarkin”のパリシャドへの参加が、聖典や語源学、法学の専門家等の参加と合わせて求められており、註釈者クッルーカ（Kullūka, 13 世紀頃）はそれぞれニヤーヤ学者と祭事学者のことであるとする。遅くともクッルーカの時代（それは、14 世紀に活動したヴァルダマーナの時代とそう遠くない）には、ニヤーヤ学者がパリシャドに参加していたと考えられる。

学者の見地からの意見が求められることがあったのではないだろうか。しかしここで問題となるのは、*SJV*にみられるような所有物性論は、紛争の解決に役立たないだろうということである。先述の通り、ニヤーヤ学者は、個別の事例についてどの法令がどう適用されるかを論じることは殆どない。個々の事例における所有物性の在り方を推定し、記述するのみである。また、彼らは判断に優劣を付けるときに「簡潔性」の原理を多用するが、このような論理が裁定において有効であったかどうか疑わしい。「A氏を犯人と考えるより、B氏を犯人と考える方が簡潔に説明できるから」という理由で、ひとを有罪にできるのだろうか。

ここでひとつ、想像の域を出ないが、以下のような可能性を考えたい。法学も、祭事学も、そしてニヤーヤも、古くから「十四学」(caturdaśa vidyasthānāni)と呼び慣わされる、バラモン教文化を支える学術領域のひとつである⁴⁷。優れた伝統的学者は、法学にもニヤーヤにも深い学識をもっていたであろうことは想像に難くない。パリシャドと呼ばれるような学者が、諸学に通じており、日常的にしばしば問題となる所有物性について、法学とは異なる形而上学的視点から検討を行って*SJV*のような著作を残した、と考えることもできるだろう。渡瀬 2011によれば、18世紀後半、東インド会社はインドにおける紛争解決のため、伝統的学者に意見を求め、それに従って裁定を下す「ヴィヤヴァスター制」を導入したという。その制度下で伝統的学者が記した意見書(ヴィヤヴァスター・パトラ)を数百通収録した*Dharmaśāstrīya-vyavasthā-saṅgraha* (Subhadra Jha 1957)を紐解くと、意見を求められた紛争の多くが、相続や負債に関わるものであることが分かる⁴⁸。財産相続は、パリシャドや法廷にしばしば召集されるような伝統的学者にとって、些末な問題どころかきわめて重大な関心事であっただろう。彼らが所有と相続の形而上学に思索を進めても、何ら不思議はない。

新ニヤーヤ学者はきっと哲学者だろう、そして哲学者は何か深い意図に突き動かされなければ思索を行わないはずだ、という期待をもつこと自体が不適切とは言えないだろうか。西洋の「哲学」に対応するサンスクリット語の単語として、“darśana”という語が言及されることが多い。しかし、「哲学者」に相当する語は、容易には思い当たらない。新ニヤーヤの学者たちを総称する言葉として適切なのは、やはり「伝統的学者」(パンディタ)であろう。「学識者」「熟達者」を意味するパンディタという呼び名は、ニヤーヤに限らず、種々の学術に通じた者たちに与えられる。所有物性論は「哲学的」ではないかもしれないが、高度に学術的な議論であることは間違いない。ニヤーヤという学術的営みは、究極的には解脱を目的とするものであるが、実質的には、独特な分析方法によって世界の諸現象(人間の認識を含む)を分析し、記述することである。所有や相続という、伝統的学者に関わりの深い現象を、新ニヤーヤの分析方法で分析してみた。そういったひとつの学術的実践である、と考えると納得するのは浅はかであろうか。

⁴⁷ 丸井 2014:123-130 を参照。

⁴⁸ ヴィヤヴァスター・パトラなる資料の存在、およびこの刊本については、桂紹隆教授からご教示を賜った。

使用テキスト

- Nāradaśmṛti* *The Nāradaśmṛti*. Critically edited with an introduction, annotated translation, and appendices by Richard W. Lariviere. Philadelphia: Department of South Asia Regional Studies, University of Pennsylvania, 1989.
- NL* *Nyāyalīlāvātī* of Vallabha. Edited by Harihara Shastri. Chowkhamba Sanskrit Series 64. Varanasi: Chowkhamba Sanskrit Series office, 1991.
- NLP* *Prakāśa* on *NL* by Vardhamāna. In *NL*.
- NVTṬ* *Nyāyavārttikatātpariyañikā* of Vācaspati. Edited by Anantalal Thakur. *Nyāyacaturgranthikā* 3. New Delhi: Indian Council of Philosophical Research, 1996.
- Nyāyakośa* *Nyāyakośa: Or Dictionary of Technical Terms of Indian Philosophy*. Compiled by Bhīmācārya Jhalakīkar, revised and re-edited by Vāsudev Shāstrī Abhyankar. Forth edition. Bombay Sanskrit and Prakrit Series No. 49. Pune: Bhandarkar Oriental Research Institute, 1996.
- Manusmṛti* In *Manusmṛtiḥ*. Edited with introduction, interpolated verses and index by Gopāla Śāstrī Nene. Kashi Sanskrit Series 114. Varanasi: Chowkhamba Sanskrit Series Office, 1970.
- Mahābhārata* In *Mahābhārata*. Edited by Raghunath Damodar Karmarkar. Vol. 18. Poona: Bhandarkar Oriental Research Institute, 1960.
- PTN* *Padārthatattvanirūpaṇa* of Raghunātha. Edited by Anitā Rājapāla. First volume of two volumes. Delhi: Amar Granth Publications, 2008.
- PTNP* *Prakāśa* on *PTN* by Raghudeva Nyāyālāṅkāra. In *PTN*.
- PTNV* *Vyākhyā* on *PTN* by Rāmabhadra Sārvabhauma. In *PTN*.
- ŚBh* *Jaiminīsūtrabhāṣya* of Śabada. Mīmāṃsādarśanam. Edited by Kāśīnātha Vāsudevaśāstrī Abhyankar and Gaṇeśaśāstrī Ambādāsa Jośī. Ānandāśrama-saṃskritagrathāvalī 97. Second edition. 6 vols. in 7. Pune: Ānandāśrama, 1970–1974.
- SJV* *Svatvajanakatāvāda* of anonymous author. In *Vādavāridhi*. Edited by Balakrishna Misra and Dhundhiraja Sastri. Chowkhamba Sanskrit Series 468. Benares City: Chowkhamba Sanskrit Series Office, 1933–1940, pp. 236–242.
- SJV (B)* *Svatvajanakatāvāda* of anonymous author. In *Vādavāridhi*, pp. 242–257.
- ŚV* *Ślokaśāstrī* of Kumārila. Edited by Ganga Sagar Ray along with Nyāyaratnākara. Ratnabharati Series 4. 1993.

参考文献

- Bhattacharya, Gopinath, tran. and elucidate. 1989. *Tarkasaṃgraha-dīpikā on Tarkasaṃgraha*. Calcutta: Progressive Publications.
- Derrett, J. Duncan M. 1956. “*Svatva-rahasyam*: A 17th-century Contribution to Logic and

- Law.” *Annals of the Oriental Research Institute, Madras, Centenary Number:42–48*. Reproduced in Derrett, *Essays in Classical and Modern Hindu Law*. Volume 1. Leiden: E. J. Brill, 1976.
- Jha, V. N. 1987. *Viṣayatāvāda of Harirāma Tarkālañkāra*. Publication of the Center of Advanced Study in Sanskrit, class C, no. 16. Pune: University of Poona.
- Kroll, Ethan Saul. 2010. *A Logical Approach to Law*. Dissertation to the University of Chicago, December 2010. Miami: ProQuest.
- Patil, Parimal G. 2013. *Classical Concepts in Contemporary India*. RINDAS Series of Working Papers: Traditional Indian Thoughts 15. Kyoto: Center for the Study of Contemporary India.
- Rocher, Ludo, ed. and tran. 2002. *Jīmūtavāhana’s Dāyabhāga: The Hindu Law of Inheritance in Bengal*. New York: Oxford University Press.
- [Jha, Subhadra]. 1957. *Dharmaśāstrīyavyavasthāsaṅgrahaḥ*. Sampādakaḥ: Śrīsubhadraśarmā. Sarasvatībhavanapra-kāśanamālā 85. [Vārānasī].
- 丸井浩. 2014. 『ジャヤンタ研究——中世カシミールの文人が語るニヤヤー哲学——』山喜房伝書林.
- 渡瀬信之. 2011. 『イギリス統治下におけるヒンドゥー法整備と問題の所在——近古ヒンドゥー法典に見られる法解釈の基本姿勢——』RINDAS 伝統思想シリーズ 6. 龍谷大学現代インド研究センター.

〈Keywords〉 所有物性, 形而上学, 法典, 新ニヤヤー

いわさき よういち 東京大学大学院博士課程